

# 子育て支援医療費助成事業の見直しについて

平成26年11月11日  
都市経営戦略会議資料  
保健福祉局 福祉部 年金医療課

## <1 事業の見直しについて>

### (1) 見直し理由

- 主に、社会保障に要する費用が含まれる民生費は、平成21年度から平成25年度では、約396億円、率にして約34%増加し、子ども子育て関係の費用が含まれる児童福祉費は、平成21年度から平成25年度では、約201億円、率にして49%増加している。
- 本事業においても、医療機関での窓口負担がなくなり、医療機関にかかりやすい環境が整ったことに伴い、1人当たり医療費や支給件数が増加し、今後も増加が見込まれ、児童福祉費に占める割合も増えている。
- 今後の少子高齢化のさらなる進展を踏まえ、本市においても社会保障の機能の充実と給付の重点化、及び制度の効率化とを同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現する必要がある。
- 限られた財源の中で、子育て支援策や少子化対策への財源を確保する必要がある。

年度	(A)一般会計決算額 (H26は予算額)	対前年比	(B)民生費決算額 (H26は予算額)	対前年比	(B)／(A)	(C)児童福祉費決算額 (H26は予算額)	対前年比	(C)／(B)	(D)子育て支援医療 総事業費 (事務費含む)	(D)／(C)
21	4192.6億円	-	1149.7億円	-	27.42%	406.9億円	-	35.40%	29.3億円	7.2%
22	4275.6億円	102.0%	1429.0億円	124.3%	33.42%	589.5億円	144.9%	41.26%	46.2億円	7.8%
23	4290.1億円	100.3%	1528.5億円	107.0%	35.63%	627.9億円	106.5%	41.08%	48.8億円	7.8%
24	4260.5億円	99.3%	1547.5億円	101.2%	36.32%	629.5億円	100.3%	40.68%	50.6億円	8.0%
25	4316.5億円	101.3%	1545.5億円	99.9%	35.80%	607.9億円	96.6%	39.34%	50.2億円	8.3%
26	4649.0億円	107.7%	1687.6億円	109.2%	36.30%	660.2億円	108.6%	39.12%	53.5億円	8.1%

## <2 子育て支援医療費助成事業>

H20.4.1 入院の対象拡大(就学前⇒中学校卒業)、所得制限廃止 H21.10.1 通院の対象拡大(就学前⇒中学校卒業)

### (1) 制度概要

対象者：市内に住所を有する、0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童。 ※所得制限なし  
助成内容：保険診療一部負担金の全額及び入院時食事療養標準負担額の2分の1(平成27年1月診療分から廃止) ※自己負担金なし  
目的：子育てにかかる医療費を助成することで、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子ども達を安心して生み育てることのできる環境づくりを推進すること。  
変更：旧来は福祉施策の「乳幼児医療費支給事業」として事業を実施していたが、平成20年度より、「乳幼児医療費支給事業」を「子育て支援医療費助成事業」に改め、少子化対策と子育て支援の一環へと施策を転換し本事業開始。

### (2) 支給状況(扶助費) ※本事業の歳出のうち、99%以上を扶助費が占めている。

年度	予算現額 (H27は要求額)	対前年比	決算額 (H26は見込額)	対前年比	対象者数 (年度平均)	対前年比	支給件数	対前年比	1人あたり		1件あたり 金額
									件数	金額	
20	22.5億円	-	21.2億円	-	71,995	-	1,196,100	-	16.6	29,477	1,774
21	31.5億円	139.8%	28.4億円	133.6%	118,280	164.3%	1,580,008	132.1%	13.4	23,975	1,795
22	49.4億円	156.8%	46.1億円	162.4%	169,948	143.7%	2,504,520	158.5%	14.7	27,102	1,839
23	52.5億円	106.3%	48.7億円	105.7%	171,932	101.2%	2,591,767	103.5%	15.1	28,311	1,878
24	53.1億円	101.0%	50.5億円	103.7%	172,786	100.5%	2,690,842	103.8%	15.6	29,215	1,876
25	53.1億円	100.0%	50.1億円	99.3%	173,910	100.7%	2,667,124	99.1%	15.3	28,814	1,879
26	53.1億円	100.0%	52.0億円	103.8%	175,124	100.7%	2,845,981	106.7%	16.3	29,705	1,828
27	53.5億円	100.7%	53.5億円	102.8%	176,986	101.1%	2,800,234	98.4%	15.8	30,206	1,909
28	55.1億円	103.1%	55.1億円	103.1%	174,725	98.7%	2,897,219	103.5%	16.6	31,550	1,903
29	56.9億円	103.2%	56.9億円	103.2%	173,939	99.6%	2,947,530	101.7%	16.9	32,693	1,929
30	58.7億円	103.2%	58.7億円	103.2%	173,383	99.7%	3,014,491	102.3%	17.4	33,845	1,947

※平成26年度は決算見込み、平成27年度は当初要求額、平成28年度以降は推計。

## <3 制度改正の変遷>

事項	乳幼児医療(県)	子育て支援医療(市)
制度開始	昭和48年7月	昭和48年7月
対象者	(開始時) 0歳児の入院 (平成6年1月～) 0歳児の入院、1・2歳児の入院 (平成14年1月～) 0歳～3歳児の入院、4歳児～就学前の入院 (平成16年10月～) 0歳～4歳児の入院、5歳児～就学前の入院 (平成20年1月～) 0歳～就学前の入院	(平成13年5月～) さいたま市誕生 0歳～3歳児の入院 (平成14年1月～) 0歳～就学前の入院 (平成20年4月～) 0歳～中学校卒業前の入院、0歳～就学前の通院 (平成21年10月～) 0歳～中学校卒業前の入院
所得制限	(開始時～) なし (平成14年1月～) 児童手当特例給付「扶養親族等2人の額」 (平成18年4月～) 所得制限緩和 年収 約817万円(所得616万円) (平成24年6月～) 所得制限緩和 年収 約917万円(所得706万円)	(平成14年1月～) 児童手当特例給付「扶養親族等2人の額」 (平成18年1月～) 扶養親族等の人数に応じた限度額(3人以上養育所得制限適用外) (平成20年4月～) なし
自己負担金	(開始時～) なし (平成14年1月～) 入院1,200円/日、通院1,000円/月 市県民税非課税者免除	(平成13年5月～) なし (平成14年1月～) 左に同じ、ただし、4歳～小学校就学前に適用 (平成15年4月～) なし

## <4 県基準と市制度の比較>

制度と基準	所得制限		自己負担金		対象年齢	支給方法
	なし	あり	なし	あり		
埼玉県		●		●	小学校就学前まで	償還払い
さいたま市	○		○		中学校卒業まで	現物給付(市内)

## <5 埼玉県内市町村の実施状況について>

### 埼玉県内市町村の子育て支援医療費助成事業実施状況(H26.4現在)

	所得制限		自己負担	
	なし	あり	なし	あり
県内市町村	63※1	0	63※2	0
県基準	○	○	○	○

### 子育て対象年齢の内訳 (※県の基準は、入院とともに就学前)

対象年齢	自治体数		通院の主な自治体
	通院	入院	
18歳年度末	3	4	新座、越生、滑川
15歳年度末	59	59	さいたま、川越、川口、所沢ほか
就学前	1	0	八潮
合計	63	63	

※1 ・志木市、和光市、松伏町については、小中学生のみ税金等の完納要件あり。

・川口市は小中学生について、所得制限を平成26年10月廃止予定。

ただし、税金等の完納要件は引き続き実施。

※2 飯能市については、中学生のみ自己負担あり。(1か月 3,000円)

なお、小学生の自己負担金を平成26年7月に廃止。中学生についても、平成27年度廃止予定。

## <6 政令指定都市の実施状況について>

※ 所得制限・自己負担金ともなし…  
さいたま市・名古屋市・岡山市・福岡市の4市  
(かつ入院とも中学生まで…さいたま市・名古屋市の2市)

### 政令指定都市の子育て支援医療費助成事業実施状況(H26.8現在)

採用市数	対象者の上限年齢												所得制限	自己負担	自己負担金の内容	調剤自己負担あり				
	通院						入院										所得制限の内容	あり	なし	非課税者対策あり
	3歳未満	小学校就学前	小学校1年生	小学校3年生	小学校6年生	中学校	3歳未満	小学校就学前	小学校1年生	小学校3年生	小学校6年生	中学校								
0	5	2	4	1	8	0	1	0	1	2	16	3	6	11	13	7	2	1		
札幌市	○											○	○		児童手当	○	○	<入院>未就学児 初診時580円(歯科510円)	×	
仙台市			○									○	○		旧児童手当	○	×	<入院>就学後500円 <通院>3歳以上 初診時500円	×	
さいたま市					○							○	○			○			-	
千葉市					○							○	○			○	○	<入院>300円 <通院>小3まで300円、小4から500円	×	
横浜市			○									○	○		1歳以上 旧児童手当	○			-	
川崎市			○									○	○		1歳以上 児童手当	○			-	
相模原市			○									○	○		1歳以上 旧児童手当	○			-	
新潟市			○									○	○			○	×	<入院>1,200円 <通院>530円(同一医療機関で月4回まで)	×	
静岡市					○							○	○			○	×	<入院>なし <通院>1歳以上 500円	×	
浜松市					○							○	○			○	×	<入院>500円 <通院>500円 小中学生の時間外診療は自己負担	×	
名古屋市					○							○	○			○			-	
京都市					○							○	○		<入院>1か月1医療機関あたり200円 <通院>3歳未満 1か月1医療機関あたり200円 3歳以上 1か月3000円	○	×	△※		
大阪市					○							○	○		3歳以上 旧児童手当	○	×	1医療機関ごとに1日当たり500円(上限等あり)	×	
堺市					○							○	○		1医療機関ごとに1日当たり500円(上限等あり)	○	×		×	
神戸市					○							○	○		1歳以上 旧児童手当	○	×	<入院>なし <通院>3歳以上 500円(上限2回)	○	
岡山市					○							○	○			○			-	
広島市					○							○	○		旧児童手当	○	×	<入院>なし <通院>医療機関ごと初診時500円	×	
北九州市					○							○	○		3歳以上 児童手当	○	×	<入院>小学生以上500円 <通院>なし	×	
福岡市					○							○	○			○			-	
熊本市					○							○	○			○	×	医科 3歳以上 1医療機関500円、歯科 5歳以上 1医療機関500円	×	

※ 新潟市…子ども3人以上いる世帯については高校まで

広島市…発達障害の小1・小2も対象

※ 3歳未満は調剤自己負担なし。3歳以上は調剤自己負担あり。